

平成 26 年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

1. 開催日時

平成 27 年 3 月 17 日（火） 午前 10 時 30 分から正午まで

2. 場 所

愛知県東大手庁舎 1 階 あいち環境学習プラザ セミナー室

3. 議 事

(1) 海岸漂着物対策推進基金事業の実施状況について

資料 1-1 から 1-4 に基づき、事務局より平成 25 年度から 26 年度に実施した海岸漂着物対策推進基金事業について報告した。

<質疑応答>

座長：河川ごみの回収・処理結果については、後の議題でもある愛知県海岸漂着物対策推進地域計画に詳細結果を載せるのか。

事務局：現在の地域計画の改定案には、資料 1-2 と同様に全体の傾向を記載している。記載すべき内容があれば、御意見をいただき、修正していく。

宮崎町内会長：河川ごみの回収・処理結果について、矢作川などの大きな河川で調査が実施されていないため、河川全体の傾向は把握できていないと思われる。調査に当たっては、このようなことも考えると良い。

事務局：本県が管理する河川で調査を行ったため、2 級河川での実施となった。今後調査を実施するに当たっては、御指摘の点を参考にしていきたい。

宮崎町内会長：環境学習については、良い取組であると思う。子どもと一緒に親が来ることで、親の意識も変えることができる。

佐久島観光協会会長：佐久島には、年 10 から 20 回程度、ボランティア団体が来て海岸での清掃活動を行ってもらっている。このときに、この環境学習プログラムのワークシートなどを使えると助かる。

事務局：環境学習に使うワークシートなどは、皆様に活用していただけるようにホームページに掲載している。皆様に広く使っていただきたいので、ご希望があれば、是非、事務局にお問い合わせいただきたい。

座長：普及啓発用の横断幕はどこに掲示するのか。

事務局及び河川課：建設部局と連携して行った調査であり、建設事務所の協力を得て行う予定している。具体的には、歩道橋やガードレールを想定している。

座長：街中の人々が「海のごみ」と言われても、つながりにくいと思う。

宮崎町内会長：例えば、海に来てごみの状況を見た人が、帰るときにこの横断幕を見ると、このごみは街からだったのかとイメージできて良いのではないかと。

事務局：御意見を踏まえて、海岸を有する市町村や海岸管理者の協力を得て、海の付近での掲示も考えていく。

岡崎市：河川ごみの調査結果では、日常生活から排出される生活系のごみが約7割を占め、木や草などの自然系のごみが8%となっているが、三重県の鳥羽市の状況では、多くが自然系のごみであると聞いている。

事務局：資料2-1のP16に海岸漂着物の調査結果を示しているが、御指摘どおり、海岸漂着物の割合としては約8割を木・草などの自然系のごみが占めている。残りの部分を見ると、その約半分を生活系のごみが占めており、河川ごみ調査の結果と同様の傾向があり、日常生活に伴って排出されるごみの発生抑制を図る必要があるという結果は同じと考えている。

河川ごみの調査は、ごみを見つけやすいように、草刈りなどの作業後に実施していることが、木・草のごみが少なかった要因の一つと考えている。

(2) 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改定案について

資料2-1及び2-2に基づき、事務局より愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改定案について、改定内容等を説明した。

また、事務局から資料2-1には反映していないものの、田原市から宇津江漁港の重点区域への追加指定の希望があったため、宇津江漁港を重点区域に追加した案を作成した上で、パブリックコメントを実施することを説明した。

協議会委員からの意見は、平成27年4月17日（金）までに事務局へ連絡することです承された。

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業（平成27年度国庫補助金）について

資料3-1及び3-2に基づき、事務局より平成27年度に実施予定の海岸漂着物等地域対策推進事業について、説明を行った。

<質疑応答>

知多市：来年度の清港会事業について、清港会へ負担金を支出している自治体の足並みが揃った方が良い。

事務局：漂流ごみの回収・処理事業については、平成27年度からの新規メニューであり、補助対象となるか分からない面があったため、躊躇した自治体等があったと考えている。平成28年度以降の補助金について、来年度に要望額を取りまとめる際に、丁寧に説明していく。

(4) その他

新たに重点区域として追加予定の海岸を所管する豊橋市及び知多市が本協議会の委員として参画することです承された。これに伴い、本協議会の設置要領を資料4のとおり改正し、平成27年3月17日付けで施行された。

3 閉 会

(以上)